

# 「もばら生活ガイドブック」2021年版協働発行业務公募要項

## 1 公募の概要

茂原市では、市の窓口業務や公共施設の利用案内などの情報をまとめた「もばら生活ガイドブック」(以下「ガイドブック」という。)を民間事業者(以下「事業者」という。)と協働で発行するにあたり、より良い事業者を選定するため、公募を実施する。

## 2 事業内容

各種行政サービスの利用手続や公共施設案内などの行政情報と、事業者が独自に収集した観光等の地域情報・広告を合わせ、市民の生活ガイドとして発行する。

市はガイドブックの原稿に必要な行政情報を提供し、事業者は発行業務(企画や編集、印刷、製本)と広告の募集・掲載を行う。

なお、事業者は、発行や広告募集・掲載などに係るすべての費用を負担するものとする。

## 3 公募のスケジュール

- (1) 受付期間 令和3年4月28日(水)～令和3年5月17日(月)
- (2) 審査 令和3年5月24日(月)
- (3) 協定締結 令和3年6月14日(月)

## 4 ガイドブック等の仕様

別紙「もばら生活ガイドブック仕様書」のとおり

### (1) 掲載広告の範囲

① 掲載できる広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- エ) 政治性のあるもの
- オ) 宗教性のあるもの
- カ) 社会問題についての主義主張
- キ) 個人又は法人の名刺広告
- ク) 美観風致を害するおそれがあるもの
- ケ) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- コ) その他広告として不相当であると市長が認めるもの

② 広告は、行政ページのレイアウトに影響を与えないよう配置して掲載するものとする。

③ 速やかな広告審査を行うため、事業者は、広告募集の進捗状況について、随時、市に報告するものとする。

### (2) 配布について

茂原市内全戸配布及び広告掲載企業へ見本誌として配布するとともに、残部数を茂原市役所へ配送するものとする。

## 5 規制業種又は事業者

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しないこととする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律 122 号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造に係るもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (10) 債権取立て、示談引受などをうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの  
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。）
- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- (16) 規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種や事業者
- (17) その他、市長が適切でないと認めるもの

## 6 企画提案参加申請書等の提出

企画提案参加申請書(様式 1)に必要書類を添付し、次のとおり提出する。

- (1) 提出期間 令和 3 年 4 月 28 日(水)～5 月 17 日(月) 午後 5 時 (必着)
- (2) 提出書類
  - ① 企画提案参加申請書(様式 1)
  - ② 会社概要(様式 2)  
\*会社概要パンフレットを作成している場合は、パンフレットを添付すること。
  - ③ 業務実施体制(様式 3)  
\*本業務の実施体制について明記すること。また、担当従業員の人数、職種、本事業に関する資格保有状況等を記載すること。
  - ④ 業務実績(様式 4)  
\*公共機関や企業等に対して、本事業と同様の内容の実績(現在、実施中であるものを含む。)を可能であれば 2 件以上記載すること(様式は任意のものでも可とする。ただし自治体名、冊子の名称、発行年月日等が分かるもの)。
  - ⑤ 企画提案書  
\*提出部数は簡易製本 11 部、クリップ留めバラ 1 部の計 12 部とする。  
\*企画提案書のサイズは A4 版(A3 判による折込み可)とする。

\*企画提案書は自由様式とするが、表紙に社名・代表者名・代表者印を記名押印し、次に掲げる項目を明記の上、それぞれに応じた企画内容を記載すること。

ア 発行部数

イ 発行ページ数（総ページ数、うち行政情報ページ数）

ウ 刷り色

エ 規格

オ 組版

カ 製本方法

キ 編集計画書

ク 掲載予定の地域情報案

ケ 掲載予定の広告案

コ ガイドブックの特長、独自の提案内容等

サ 編集体制

シ 独自の広告掲載基準（有する場合）

ス 広告募集方針

セ 配布方法

⑥ 見本（ガイドブックおよび付録冊子作成見本（5 ページ程度））

※市の画像データ等が必要な場合はご相談ください。

(3) 提出場所 〒297-8511 茂原市道表1 茂原市役所総務部秘書広報課（3階）  
TEL：0475-20-1512/FAX:0475-20-1601

(4) 提出方法 郵送又は直接持参。

## 7 企画提案 参加要件

次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 令和2・3年度茂原市入札参加者資格者名簿の登録業種（物品）に登載されている者で、茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和63年7月1日制定。以下「措置要領」という。）による指名停止又は茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱（平成27年茂原市告示第6号）による指名除外を、本公告の日から提出締切日までの間、受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は工事の入札（開札）日の前6か月以内に手形、小切手の不渡りがあった者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (3) 茂原市内に本店又は支店を有していない者にあつては、本実施要項の1公募の概要で示す広報紙誌を発行した実績を有する者

## 8 質疑応答

事業内容等の質疑応答は、E-mailで行う(ただし、要電話連絡)。

- (1) 受付期間 令和3年4月28日(水)～令和3年5月17日(月)  
午後5時(必着)
- (2) 提出先 〒297-8511 茂原市道表1 茂原市役所総務部秘書広報課(3階)  
TEL: 0475-20-1512/FAX: 0475-20-1601  
E-mail: [info@city.mobara.chiba.jp](mailto:info@city.mobara.chiba.jp)
- (3) 回答方法 回答は、提出の翌日から起算して3日程度で(休日を除く)行う。  
なお、すべての企画提案参加申請者に共通する内容であれば、質問者および参加者全員に対してE-mailで回答する。

## 9 不適格事項

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 企画提案者が当該企画提案審査に対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に対して事実を反する申請や提案などの行為があったとき。
- (5) 期限内に企画提案書を提出できなかったとき。
- (6) その他市長が指示した事項に違反したとき及び義務を履行しなかったとき。

## 10 申請の取下げおよび辞退

申請を取下げ、あるいは辞退をする場合には、書面にて取下げあるいは辞退届(任意の様式)にその理由を明記し、提出するものとする。

## 11 審査について

- (1) 審査主体 「もばら生活ガイドブック」協働発行事業者選定審査会  
なお、審査会は非公開とする。
- (2) プレゼンテーション  
企画提案書についてプレゼンテーション(提案詳細説明・デモンストレーション等及び質疑応答)を行う。
  - ① 開催日時: 令和3年5月24日(月) 13時30分から(受付13時10分)
  - ② 開催場所: 茂原市役所3階庁議室
  - ③ プレゼンテーション時間: 説明15分程度、質疑応答5分程度とする。
  - ④ 機材などの用意: スクリーン、パソコン及びプロジェクタは事務局で用意する(パワーポイント2013または2016)。その他必要な機材を持ち込む場合は、市と協議の上、参加者で用意すること。データは、当日CDで用意すること。USBメモリの使用は不可。
- (3) 選定方法  
企画提案書及びヒアリングの内容の審査を基に評価し、本事業の内容にもっとも適すると認められる者(以下、「最優秀提案者」という。)を選定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、企画提案参加者全員に書面で通知し、最優秀提案者に決定された事業者と市は、後日、協働発行に関する協定を締結する。なお、審査結果に関する異議申し立ては、一切受付けない。
- ② 審査結果は、速やかに茂原市公式ウェブサイト上にて公表する。

13 その他

- (1) 提出された書類等については、提出後の差し替え及び修正、再提出は認めない。また、返還には応じない。
- (2) 企画提案に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。
- (3) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書の提出者に帰属する。ただし、市が企画提案の報告等のために必要な場合には、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 市に提出された書類等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、市がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 最優秀提案者として決定後に不適格であると認められた場合には、協定を締結しない場合がある。なお、市は、協定を締結しないことによる補償は行わない。
- (8) 要項に定めのない事項は、市と参加事業者において別途協議するものとする。

14 問合せ先

〒297-8511 茂原市道表 1  
茂原市役所総務部秘書広報課  
TEL : 0475-20-1512 / FAX : 0475-20-1601  
E-mail : [info@city.mobara.chiba.jp](mailto:info@city.mobara.chiba.jp)

様式 1

「もばら生活ガイドブック」2021 年版協働発行に係る企画提案参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 茂原市長

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者名

印

「もばら生活ガイドブック」2021 年版協働発行に係る企画提案に参加したいので申請します。なお、実施要項 7 参加要件における (1) (2) (3) の参加資格を満たすものであること、及び下記の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類

- (1) 会社概要
- (2) 業務実施内容
- (3) 業務実績
- (4) 企画提案書

2 連絡先

- ・所属部署：
- ・役職：
- ・所在地住所：
- ・電話番号：
- ・F A X：
- ・E-mail：

様式2

会 社 概 要

- 1 名 称
- 2 代表者氏名
- 3 所 在 地
- 4 代表連絡先
- 5 資 本 金
- 6 設 立            会社創設年：            年  
                     担当部門発足年：        年
- 7 職 員 数
- 8 株式上場の有無            有        ・        無
- 9 茂原市の入札参加資格(物品購入等[業務委託を含む])の有無            有        ・        無
- 10 主要取引金融機関名・支店名
- 11 茂原市内の営業所の有無            有        ・        無
- 12 会社概要にかかる特記事項

### 様式3

## 業務実施体制

1 実施体制（系統図等によりわかりやすく示すこと。別紙可）

2 担当部署

総括責任者 所属部署・役職  
氏名  
取得資格  
経験年数  
主な業務実績（年度・内容）

総括責任者 所属部署・役職  
氏名  
取得資格  
経験年数  
主な業務実績（年度・内容）

総括責任者 所属部署・役職  
氏名  
取得資格  
経験年数  
主な業務実績（年度・内容）

3 協力業者等

様式 4

業 務 実 績

1 業務名称  
受託期間  
発注者  
概要

2 業務名称  
受託期間  
発注者  
概要

3 業務名称  
受託期間  
発注者  
概要

4 業務名称  
受託期間  
発注者  
概要

他 件 ( 年 ~ 年)